

足立区議会委員協議会運営規程

(平成20年12月10日区議会議長訓令甲第6号)
改正 平成25年3月1日区議会議長訓令甲第3号

(趣旨)

第1条 この規程は、足立区議会会議規則(昭和31年9月26日区議会議決)第126条の規定により設けた足立区議会委員協議会(以下「委員協議会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項等)

第2条 委員協議会は、足立区議会委員会条例(昭和31年足立区条例第6号)第2条第2項各号に規定する各常任委員会、議会運営委員会及び同条例第5条の規定により置かれた各特別委員会にそれぞれ置かれるものとし、当該委員会の所管事項に関連する案件に関する協議を行うものとする。

(構成員)

第3条 委員協議会の構成員は、議長、副議長及び当該委員会の委員とする。

(招集)

第4条 委員協議会は、当該委員会の委員長が招集し、主宰する。

(委員長の職務代行)

- 第5条 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。
- 2 委員長及び副委員長とともに事故があるときは、年長の委員が委員長の職務を行う。

(定数及び開催)

第6条 各委員協議会の委員の定数については、当該委員会の委員の定数をもって委員協議会の委員の定数とみなす。

2 委員協議会は、当該委員協議会の委員の定数の半数以上の委員が出席し、かつ、議長又は副議長が出席しなければ、これを開くことができない。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員協議会の運営に関し必要な事項は、委員協議会が定める。

付 則

この規程は、平成20年12月10日から施行する。

付 則(平成25年3月1日区議会議長訓令甲第3号)

この規程は、平成25年3月1日から施行する。